

外国人技能実習制度自動車整備事業協議会
設置要綱

1. 背景・目的

外国人技能実習制度は、技能実習生が雇用関係の下、日本の産業・職業上の技能等の修得・習熟・熟達をすることを内容とするものである。平成28年4月、外国人技能実習制度に自動車整備が対象職種として追加され、以降、同職種の技能実習生の受入が進められているところである。

一方、平成28年11月、外国人の技能実習の適正な実施と技能実習生の保護を図るため、技能実習計画の認定、監理団体の許可制度等について定めた「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号、以下「技能実習法」という。）が成立し、平成29年11月に施行されたところである。

同法第54条では、事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下「事業協議会」という。）を組織することができることとされているところ、今般、自動車整備職種に係る外国人技能実習制度の適正な運用を確保するため、同条に基づき同職種に係る事業協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 協議会の名称

協議会の名称は「外国人技能実習制度自動車整備事業協議会」とする。

3. 設置根拠

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第54条第1項

4. 構成

- (1) 構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 協議会の進行は事務局が務め、座長は置かない。
- (3) 事務局は、国土交通省自動車局整備課が行うものとする。
- (4) 事務局は、構成員と協議の上、構成員を変更することができる。

5. 協議事項

協議会は、自動車整備職種の外国人技能実習制度に関し、次に掲げる事項について協議及び情報共有を行う。なお、協議会では、現在、自動車整備職種において活用されている「団体監理型」を前提に協議するものとする。

- (1) 外国人技能実習生の受入の実態調査
- (2) 実習実施者（自動車整備工場）における技能実習のあり方
- (3) 監理団体による監理のあり方
- (4) (2) 及び (3) について規定するガイドラインの内容及びその実効性確保のあり方
- (5) その他協議会が自動車整備職種に係る外国人技能実習制度の適正な運用の確保のために必要と認める事項

6. 会議

- (1) 協議会は、事務局が招集する。
- (2) 協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取できる。

7. 資料及び議事の公開

- (1) 協議会の資料及び議事概要は、国土交通省ホームページで公開する。ただし、企業情報その他の協議会が必要と認めるものは非公表とすることができる。
- (2) 5. (4) のガイドラインは、国土交通省ホームページで公開するとともに、関係団体に対して周知するものとする。

8. 要綱の見直し

- (1) 協議会は、必要に応じて、この要綱の規定の見直しを行うものとする。
- (2) 要綱の見直しは、構成員の定員の過半数の賛成を以て了承されるものとする。

9. その他

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年2月19日から施行する。

この要綱の改正は、令和元年6月19日から施行する。

この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。

外国人技能実習制度自動車整備事業協議会構成員

(敬称略・順不同)

1. 構成員

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

監理団体

・ **流通産業協同組合**

・ 協同組合 オートサービス・インターナショナル

国土交通省 自動車局 整備課

2. オブザーバー

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課

厚生労働省 人材開発統括官 海外人材育成担当参事官室

外国人技能実習機構 技能実習部 援助課

3. 事務局

国土交通省 自動車局 整備課

参照条文

○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）（抄）

（事業協議会）

第54条 事業所管大臣は、当該事業所管大臣及びその所管する特定の業種に属する事業に係る実習実施者又は監理団体を構成員とする団体その他の関係者により構成される協議会（以下この条において「事業協議会」という。）を組織することができる。

- 2 事業協議会は、必要があると認めるときは、機構その他の事業協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。
- 3 事業協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、その事業の実情を踏まえた技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する取組について協議を行うものとする。
- 4 事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、事業協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、事業協議会が定める。